

下請取引コンプライアンス・プログラムについて

平成 23 年 6 月
中小企業庁 取引課

1. 経緯

中小企業庁では、下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」という。）の執行及び普及啓発の取組を行っているところであるが、同法を遵守するための社内体制が整備されていない親事業者が多い。このため、親事業者の社内体制整備を促し、下請法違反行為の未然防止を図るため、本年 3 月に「下請取引コンプライアンス・プログラム」を策定。

2. 下請取引コンプライアンス・プログラムの概要

（1）下請取引コンプライアンス・プログラムは以下の内容で構成。

① Plan 下請法の理解と社内への周知

経営トップが下請法の遵守は必須であることを理解し、社内への周知徹底を図る。

② Do 下請法遵守に係る社内体制の整備

下請法遵守に係る取組状況を把握し、自社で対応可能な社内体制の整備を行う。

③ Check 下請法取組状況のチェック

下請法遵守に向けて、社内の下請法遵守の状況をチェックし、問題があれば再発防止に努める。

④ Action 課題の整理と改善策の立案

下請法遵守に向けての課題を整理し、下請法遵守に向けた改善策を立案する。

（2）取組状況チェックリスト

取組状況チェックリストを活用し、現状の評価、今後の方策を検討。

(3) 親事業者の取組事例

法令遵守体制を整備しようとする事業者の参考となるよう、下請法を遵守するために、大企業及び中小企業が実際に実施している取組事例を紹介。

2. 検討経緯及び検討会委員

(1) 検討の経緯

「下請取引コンプライアンス・プログラム」の策定に当たり、昨年12月から本年3月まで（平成22年12月22日、平成23年2月22日、3月23日の計3回）「下請法等の法令遵守にかかる社内体制の整備に関する調査検討委員会」を開催し、同プログラム案を検討。また、同委員会監修の下、親事業者へのアンケート（4,000社）及びヒアリング調査（23者）を実施し、調査結果を本プログラムへ反映。

(2) 検討会委員（五十音順）

上山 浩	日比谷パーク法律事務所	弁護士
亀谷 俊男	大和ハウス工業株式会社	生産購買本部購買部 部長
楠 茂樹	上智大学法学部	准教授
高橋 正明	株式会社サトーラシ	取締役総務部長
田中 道夫	社団法人電子情報技術産業協会	資材管理専門委員会委員 (株式会社日立製作所 調達統括本部企画管理部 部長代理)
樋口 恵一	川崎陸送株式会社	代表取締役社長
村上 政博	一橋大学大学院 国際企業戦略研究科	教授（検討会座長）
森中 章雄	社団法人情報サービス産業協会	市場委員会取引部会 部会長 (新日鉄ソリューションズ株式会社 総務部 部長（兼） 法務・知的財産部 部長パートナー企画管理部 部長)
渡辺 恵理子	長島・大野・常松法律事務所	弁護士